

令和7年4月1日

## 大口・多頻度割引の割引率について

平素よりETCコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、令和7年4月1日からの大口・多頻度割引内容(車両単位割引率)につきまして、下記のとおり期間延長となる旨、中日本高速道路株式会社より通知がありましたのでお知らせします。

尚、契約単位割引及び大口・多頻度割引対象道路に変更はございません。

ご不明な点等ございましたら、本部事務局までお問合せ下さい。

### 記

#### 1) 車両単位割引率

車両1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額	割引率	
	従来のETC	ETC2.0 (注)
5千円までの場合	割引なし	割引なし
5千円を超え、1万円までの部分	10%	20%
1万円を超え、3万円までの部分	20%	30%
3万円を超える部分	30%	40%

(注) ETC2.0を使用する『事業用車両』に限り、適用される割引率です。(令和8年3月末まで)

( 事業用車両以外のETC2.0搭載車両は、従来のETCと同様の割引率となります )

#### 2) 契約単位割引 (変更なし)

組合の規約に準ずる

以上



**協同組合 中央経友会**

本部事務局 〒399-8211 長野県安曇野市堀金烏川5064-7

TEL:0263-31-5105 FAX:0263-71-2091 (担当:高速事業部)